

2019-8 税務・労務・法務情報

経済特区企業への税務調査の現況について

徴税目標達成のための「なりふり構わぬ」所轄税務署の税務調査が行われています。特に今年から納税者に対して「前年度納税額の2割増しの納税」を要請するというような不可解な動きもあります。税務署からのこのような要請書面を受領してご相談を受けるということになっています。

また、経済特区簡易課税制度における、粗利益算定上の「直接原価算入可能」費目についての混乱が続いています。一般の経理基準にはなじまないものをBIRは主張しています。直近の税務調査事例から留意すべき事項について解説します。

(一般常識では直接原価と考えられる費目で、BIRが認めないものの例)

1. 工場敷地の賃借料
2. 製造機械・工場の修理費
3. 製造技術に関する使用料（ロイヤリティー）
4. 製造外注費（PEZA事業認可申請上、外注として申請しているものは認められている）

(混乱の原因)

控除可能直接原価の例示が、「限定列举」か「例示列举」かの議論に尽きます。外資誘致のための優遇制度として「売上総利益に対する5%簡易課税」を標榜する限り、又、BIR規定振りからも「限定列举」と解するには無理があるように思いますが、実際の税務調査官の主張は異なります。上級局からの指示に従わざるを得ないとして、例示されている費目以外は一切認めないとの姿勢です。

(対応策はあるか?)

BIR調査官の指摘を受けないような「会計処理」をする。ことをお勧めします。会計基準からは逸脱する場面も想定されますが「税務上」の判断を優先させます。

(例) ・修理費は一旦資産計上し、減価償却として費用化を図る。 ・ロイヤリティーは親子取引の中で別途整理する。 ・製造外注費はPEZAの事業認可申請に明示する

・工場敷地の賃借料については、交渉の結果認められました。 ➡粘り強く交渉してみる。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇔日本語翻訳業務担当)